

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野県長野市松岡1丁目35-5
評価実施期間： 平成28年2月5日から平成28年3月30日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B15018、050222、050482	

2 福祉サービス事業者情報（平成28年 2月現在）

事業所名： (施設名) 丸の内訪問看護ステーション	種別： 訪問看護	
代表者氏名： 理事長 石曾根 新八 (管理者氏名) 所長 横山 みさほ	利用人数： 98名	
設置主体： 社会医療法人抱生会 経営主体： 社会医療法人抱生会	開設（指定）年月日： 平成12年4月1日	
所在地：〒390-8601 長野県松本市渚1-7-45		
電話番号： 0263-28-3003	FAX番号： 0263-28-3000	
ホームページアドレス： http://www.marunouchi.or.jp/		
職員数	常勤職員： 8名 非常勤職員 7名	
専門職員	(専門職の名称) 名	
	看護師・・・ 9名	理学療法士・・・ 4名
	助産師・・・ 1名	作業療法士・・・ 1名
施設・設備 の概要	(施設)	(設備等)
	事務室 1室	

3 理念・基本方針

<p>○病院の理念</p> <ol style="list-style-type: none">1. 私たちは、患者さん中心の医療を地域の医療機関と協力し推進いたします。2. 高度の専門技術により、地域の皆さまの疾病管理と疾病予防に努力いたします。3. 公益性を有する社会医療法人にふさわしい診療活動に努めます。 <p>○理念に基づく基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・私たちは、患者さん一人ひとりの要望を尊重し、信頼関係に基づいた医療を提供いたします。・私たちは、地域の医療機関と密接に連携し、医療チームとして最善の医療を提供いたします。・私たちは、常に医療技術の研鑽に努め、安心して安全な医療を実践いたします。・私たちは、地域に開かれた病院づくりと健全な経営に努めます。 <p>○丸の内訪問看護ステーションの理念</p> <p>私たちは、住み慣れた地域や家庭で自分らしく生活できるよう支援し、かつ質の高い医療を提</p>

供する様努力いたします。

1. 命の尊さを大切に、充分思いやりのある医療を提供いたします。
2. 個人を取り巻くプライバシーが保護され、安心した看護を提供いたします。
3. 地域医療の保健、医療、福祉機関等との円滑な連携がとれるよう努力いたします。
4. 医療水準の向上に努め、つねに最先端の在宅医療が提供できるよう努めます。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

当訪問看護ステーションは「医療社団法人抱生会丸の内病院」の一事業所として平成12年4月に開設された。その後、法人は平成23年に「社会医療法人抱生会」に改称されたが旧来からの「丸の内病院」として地域の人々に親しまれている。

母体となる法人の病院は昭和19年に民間の営利法人の診療所として松本市南部に開設され、昭和20年、戦後の物資不足の中、同じ法人の付属病院として松本市中心市街地に移転開設され、更にその後、増築や市内の別の場所への移転を経て、平成19年に現在の松本インターから車で10分ほどの渚地区の田川と奈良井川の合流点中州に新築移転した。病院では救急医療等確保事業に係わる業務の実施と基準の「周産期医療」の業務を実施しており、平成23年に法人が社会医療法人として認定され、法人名も「社会医療法人抱生会」と変更された。

病院には法人の70年の過去の経験や歴史で培ってきた整形外科を始めとした16の科目が現在あり、来るべき超高齢化社会の疾病構造に合わせ、従来の「病院中心型医療」から「生活支援型医療」へと大きく転換をしようとしている。

当訪問看護ステーションの入る在宅支援センターは奈良井川を挟んだ病院の対岸に平成25年に開設され、現在、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、ヘルパーステーション、リハビリ専門デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所が併設され、上階のサービス付き高齢者住宅や保育所とともに複合施設となっている。

在宅支援センターは法人の地域医療統括本部の管理下にあり、法人の標榜する「地域完結型医療介護システム」の介護部門の重要な拠点として、利用者がその人らしく住み慣れた地域や家庭で生活できるように質の高い医療・介護を提供している。また、法人の中には地域医療連携室があり地域の医療や福祉の各機関と連携しながら地域の具体的な福祉ニーズを把握しており、地域からの依頼を受け市内の公民館で健康教室を開催したり、市から受託したロコモティブ(転倒予防の活動)教室などを手がけ、介護予防や健康の維持・増進への働きかけもしている。また、訪問看護ステーションとしても小児の利用者や家族が参加する集い「ふれあい看護」に職員を派遣している。

当訪問看護ステーションのサービス提供地域は松本市と安曇野市で、介護保険の対象の利用者と医療保険適用の利用者にサービスを提供しており、小児の訪問看護にも力を入れている。

当訪問看護ステーションの15名の職員の中には理学療法士や作業療法士もおり、看護師と連携をとりながら在宅でのリハビリにも取り組んでおり希望する利用者も増えている。また、在宅支援センター内の訪問リハビリテーション、居宅介護支援、訪問介護などの事業所や地域の医療や看護などの機関とも連携し在宅での利用者の日常生活を支えている。

当訪問看護ステーションとしての4つの方針のうち1つには命の尊さを大切に充分おもしろい医療を提供することが掲げられており、「本人はもとより家族もいつも頼りにしています」という利用者や家族からの声もあり、職員が真摯に業務に取り組んでいることがお互いの信頼関係に繋がっていることを感じる。

法人として「生活支援型医療」を目指しての基盤づくりが進んでおり、国の標榜する「地域包括ケアシステム」の最先端の在宅医療として地域から期待される訪問看護事業所である。

5 第三者評価の受審状況

受審回数(前回の受審時期)	1回(今回が初めての受審)
---------------	---------------

6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◇特に良いと思う点

1) 強固な組織と方針連鎖

法人の主たる機関としての病院には16の部門と30に及ぶ委員会があり、縦のラインは部門で統括され、横のラインは委員会で動いている。

職員の意思統一するための法人の三つの理念とその理念に基づく四つの基本方針に沿い、より実効性が上がる組織が法人の70年にわたる経緯の中から培われており部門と委員会が有機的に結合している。

いずれのラインも経営幹部層の将来に向けたビジョンと連鎖しており、部門は「繋ぎ」の立場として、委員会は「動き・動態」役として、それらに参加するメンバーが緊密に意思疎通することで合議の納得した結論を出し、職員一丸となり地域社会が求める医療・介護・健診のメディカルサービスの充実を図っている。

また、法人全体の秀逸点として、各種会議が段階的に開かれ内容も充実しており、決定された重要部分が組織全体へと通達され連鎖するという仕組みが構築され実動している。

当丸の内訪問看護ステーションでも事業所の理念、組織及び業務分掌などに則し、職員が自分の立ち位置で一人ひとりの年間の目標・管理シートに在宅支援センターの目標を落とし込み、実行、評価、検証をしており、強い責任感を持ちモチベーションを高めながら誠実に業務に励んでいる。

2) 教育研修体制の充実

法人全体での教育研修体系が確立されており職員も自己研鑽に努め資質の向上に励んでいる。

在宅支援センターとして、平成27年度目標・管理シートのセンターの役割と到達目標の中に「職員の資質向上に努める」ことを掲げている。また、目標管理による教育システムの構築、職員の資格取得・研修参加、研修発表・研究への取組みなども上げられている。職員全体に自己啓発意欲が高く、少なくとも二つ、本人の希望を尊重した県外での研修に参加できるように法人としての動機づけとバックアップ体制が構築されている。当丸の内訪問看護ステーションとしての独自の年間教育計画も立てられており小児訪問看護研修や県看護協会のキャリアアップを図るための研修などにも参加している。

法人内の教育委員会でも各種研修が組まれており、職種や雇用形態にかかわらず研修が実施されており、内部研修は欠席者用にビデオも用意され、本人の自主的な要望にも配慮し機会均等を旨とし実施されている。また、職員も日進月歩の知識や技術についていかなければならない組織であると自覚し自己研鑽に励んでいる。また、そのような研修受講についての仕組みが確立・定着していることから、職員それぞれが自ら高めたい能力や勉強したい分野を持っており職員インタビューでも明確に説明できている。

一方で研修等での各職員の専門性を高めつつ、同時に定期的な人事異動等により互換性を図り全体のレベルアップも図り、事業所として常に最先端の在宅医療が提供できるように努めている。

3) 多職種協働による在宅支援

当丸の内訪問看護ステーションの利用者は介護保険として利用される方と医療保険適用として利用される方に大別され、法人の病院から在宅へと復帰される方もおり法人の部署間の情報交換の場がもたれるようになっている。

在宅支援センター内には当訪問看護ステーションの他に訪問リハビリテーション、居宅介護支援、訪問介護などの事業所があり、法人内の医療や看護などの各部門とも連携し協働している。職員の意識も高く、他法人の事業所とも職務を横断し意思疎通を図り業務に臨んでいる。

一人の利用者に対して同じ在宅支援センターの複数の職員が担当することで、利用者や家族にも安心感があり、職員自身も担当分野だけではなく全体を見通しその中での自らの役割について理解を深め多様なケアを提供している。また、所長やリーダーが異動仕立ての職員に同行し「質の確保」を保つため幅広い知識と経験から指導もしている。

事業所に入る在宅支援センター内の居宅介護支援や訪問リハビリテーション、訪問介護などの担当職員の訪問記録は同じ法人のネットワークを通じパソコン上でも閲覧することができ、職種

を横断した報告や相談も行われ、利用者が在宅で快適に暮していけるように担当者間での意思疎通が図られている。

◇改善する必要があると思う点

1) 在宅支援センターとしての職員体制の強化

在宅支援センターとして組織的にも充実し、全体を俯瞰する立場の所長や補佐するリーダーの指導力も高く、職員のモチベーションや自立性、レベルも極めて高いと思われる。

法人として来るべき超高齢化社会の疾病構造に合わせ、従来の「病院完結型」の医療システムから「地域完結型」の医療介護システムへと大きく転換をしようとしている。また、法人として「生活支援型医療」にも取り組みつつあり組織内に地域医療連携室や健診センターなどを設け、地域の具体的な福祉ニーズを把握し、介護予防や健康の維持・増進への働きかけもしている。

そのような中で地域での在宅支援センターとしての役割もますます増大していくものと思われる、職員の負担も増加していくものと推測される。

在宅支援センターやそれぞれの事業所の人員効率を計る必要性は感じるが、将来を見据え、職員の増員計画を考えられ、新入職員が高度なレベルの中で揉まれ早期に戦力となれるであろう、今、この時期に推し進められることを期待したい。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理（別添1）
評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施（別添2）

8 利用者調査の結果

アンケート方式の場合（別添3-1）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（平成28年 3月28日記載）

- ・利用者及び家族からのご意見が今後の課題となるものであり、今回の第三者評価は大変有意義であった。
- ・訪問看護の難しさは、業務の標準化が適正に行われているかを評価する仕組みが明確でないことである。今後の課題としたい。
- ・多様な利用者に満足いく対応ができるよう、ケースカンファレンスをさらに行っていききたい。
- ・職員が訪問看護の理念・方針に沿って、同一方向を向き業務ができるよう、日頃から理念を見直す機会を作っていきたい。